

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成26年6月19日

兵庫県知事 殿

提出者

住 所 小野市匠台3番地

氏 名 関西ペイント株式会社 小野事業所

事業所長 門脇 康二郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0794-63-8111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	関西ペイント株式会社 小野事業所
事業場の所在地	小野市匠台3番地
計画期間	平成26年4月1日から平成27年3月31日

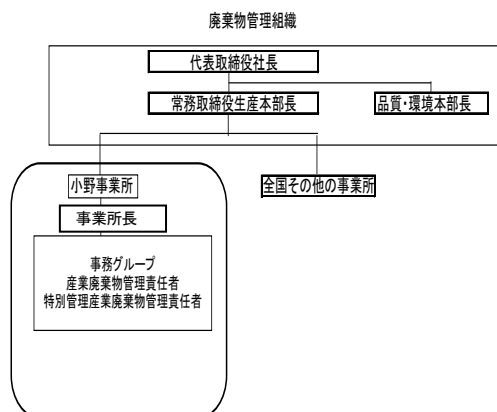
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	1644 塗料製造業
②事業の規模	製造品出荷額：463,000万円 (平成25年度実績)
③従業員数	62名(平成26年4月時点)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>廃油：左記の工程から発生する洗浄廃溶剤・廃塗料付着ウエス・濾過工程での塗料付着フィルター及び出荷不能となった製品で、収集運搬(外部委託)⇒焼却中間処理(外部委託)⇒焼却残渣は管理型埋立処分</p>

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

統括責任者	所属:小野事業所	職:氏名:事業所長
廃棄物担当	組織名:事務グループ	職:氏名:特別管理産業廃棄物管理責任者
役割	RC委員会	◎廃棄物削減に関する事項 ◎廃棄物の発生抑制、再生利用、ゼロエミッション等で必要な事項の検討
	産業廃棄物処理責任者	◎廃棄物の処理の管理 ◎管理規定の策定・改廃 ◎廃棄物に関する各種事項の決定、承認 ◎廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ◎廃棄物置場の維持管理状況の把握 ◎従業員及び関連会社に対する教育・啓発 ◎処理事業者の調査、選定 ◎マニフェストの交付管理 監督官庁への各種報告 その他関連する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	-----
	排出量	80 t	t
	(これまでに実施した取組) 工程異常を抑制し、廃却塗料の排出量を削減。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	-----
	排出量	100 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・生産移管に伴い、製造量がアップし廃棄物量は増える。 ・よって原単位の削減に努める。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 屋外の廃品置場に特別管理産業廃棄物置場を設置し その他の産業廃棄物との区分けを確実にしている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記区分け及び置場の3Sの維持継続

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	-----
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 当事業所は、再生する設備や焼却設備及び減容する設備の設置がない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	-----
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後とも、上記現状の設備の設置はない。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	-----
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組) 処理設備なし。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	-----
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) 処理設備なし。			

## (第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	-----
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 埋立場所はない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	-----
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 埋立場所はないので、目標計画からは除外。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	-----
	全処理委託量	80 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	80 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	-----
	全処理委託量	100 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	100 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発生する廃油(廃塗料)の成分や熱カロリーのばらつきが大きく、また廃水性塗料にも親水性溶剤が含まれており処理事業者での再生や熱回収処理が困難な状況である。 新しい技術を持った処理事業者を探していく。</li> </ul>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。